

令和7年4月10日
輸 送 事 業 部

1. 令和7年度 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の申請概要について

申請準備	<p>申請書類作成方法等の相談窓口：2025年5月19日(月)～同8月4日(月) 〈申請書類〉</p> <p>新規申請：申請用紙は、全日本トラック協会のホームページよりダウンロードできます。 更新申請：申請用紙は、5月中旬に対象事業者に送付します。</p>
申請受付	<p>2025年7月14日(月)～同8月4日(月) 当日消印有効</p> <p>来訪での受付は行いません。必ず送付（郵送等）してください。</p>
申請料・ 審査手数料 の請求	<p>申請料・審査手数料の請求書を発行します。 期限までに振込をお願いします。 入金確認後、受理書を発行し審査を行います。</p>
審 査	<p>12月上旬 審査委員会 開催予定</p> <p>申請資格要件、審査基準に基づき審査を行います。</p>
認定発表	<p>12月中旬</p> <p>審査結果の通知を送付（郵送等）します。 認定事業者には、認定証等を発行します。 認定事業者の情報を全日本トラック協会のホームページに掲載します。</p>

・申請資格要件

- (1) 引越に関わる全ての事業所・営業店に、過去3年以内に引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
- (2) 引越の実運送を行う事業所が、「Gマーク事業所」であることまたは別途定める「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。
- (3) 「虚偽の申請」「その他不正な行為等による申請（以下「不正申請等」という。）により申請の却下」「審査の中止を受けた申請者及び認定の取消し」を受けた引越事業者等は「申請の却下」「審査の中止」「認定の取消し」を受けた日から2年を経過していること。
- (4) 認定証、認定マーク及び認定ステッカー（以下「認定証等」という。）を不正利用した引越事業者等は、不正利用した認定証等の提出を受けた日から2年を経過していること。

・審査基準

1. 引越における約款の遵守について誓約し、提出された申請書類により確認します。
2. 苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化を図っていることについて誓約し、提出された申請書類により確認します。
3. 適切な従業員教育について誓約し、提出された申請書類により確認します。
4. 引越関係法令の遵守について誓約し、提出された申請書類により確認します。
5. 適正な廃棄物処理等について誓約し、提出された申請書類により確認します。
6. 適切な個人情報の取扱いについて誓約し、提出された申請書類により確認します。
7. 認定の取消し等について誓約し、提出された申請書類により確認します。